

— 第 151 回 国 会 —

発行:衆議院憲法調査会事務局

Vol 11

3月22日に、第4回の憲法調査会(通 第23回目)が開かれました。

日本国憲法に関する件

(21 世紀の日本のあるべき姿)

標記について、参考人からの意見聴取とそれに 対する質疑が行われました。

◇午 前

参考人

学習院大学法学部教授

坂 本 多 加 雄 (さかもと・たかお) 君

質疑者

保岡 興治君(自民) 大出 彰君(民主) 上田 勇君(公明) 藤島 正之君(自由) 塩川 鉄也君(共産) 金子 哲夫君(社民) 小池百合子君(保守) 近藤 基彦君(21)

◇午 後

参考人

東京大学社会情報研究所教授

姜 尚 中(かん・さんじゅん)君

質 疑 者

 中谷
 元君(自民)
 大石
 尚子君(民主)

 太田
 昭宏君(公明)
 塩田
 晋君(自由)

 山口
 富男君(共産)
 重野
 安正君(社民)

 小池百合子君(保守)
 近藤
 基彦君(21)

参考人の意見陳述の要旨及び参考人に対する質 疑の概要は、それぞれ以下のとおりです。

◎坂本多加雄参考人の

意見陳述の要旨

はじめに

- ・私は、「国家をどう考えるか」という観点から意見を申し述べたい。
- 1. 国家とは何か
- ・国家とは、「正当な暴力を独占する政府・統治機 関を中心に営まれ、かつ、人々がそれを期待し、 また承認を与えている行動の仕組み」である。
- 2. 国家の必要性
- ・ヒト・モノ・カネのグローバル化の時代などと言われているが、モノやカネのようにはヒトは国境を越えて自在には動かない。一定の地域に定住する人々の安全を守るために国家があるのであって、国家の意義がなくなるという考えは誤りである。
- ・第二次大戦後、日本が戦争を直接経験しなかっ たことや、憲法の文言が、世界が本来平和なも

- のであるとの前提に立っていることから、多く の日本人は、この時代が平和な時代であると誤 解しているが、現実には世界中で戦争が相次い で起きている。
- ・社会の変化が不可避的に直線的に進むという「進歩」観念、「国民か市民か」といった「二者択一」的な思考は誤りである。個人は、家族、地域社会、国家等が重なり合っている中で生きており、各個人がそれぞれに応じたアイデンティティーを有している。個人は国家へのアイデンティティーを有する限りで「国民」となるのである。
- 3. 国民と民族
- ・国家は個人の外ではなく、個人の心の中に実在する。また、国家は、ただの人間ではなく、「特定の地域の地理歴史環境に育まれた文化を担った人々(=民族)」によって構成されている。「国民国家」は民族の争いの中で形成されてきたものであるため、必然的に国防が国家の基本課題となると言える。
- 4. 21世紀の日本の課題
- ・日本はユーラシア大陸の東端に位置し、戦争経験が少ない。そのため、対外的意味での「国家」であったのは、7~8世紀と明治時代の2度だけである。しかし、21世紀の現在、中国・北朝鮮の脅威が著しく、移民受容等の国家的問題が山積みとなっている。このような状況の下、日本は3度目の対外的な意味での「国家」を形成する必要に迫られていると言える。

◎各委員からの質疑事項

保 岡 興 治君(自民)

- ・グローバル化の時代において「国家」を論ずる ことの必要性はどのようなところにあるのか。
- ・自衛権は国家の根幹にかかわる問題であると思うが、9条については、内閣法制局による解釈が一般に拠り所とされている。このことについて、参考人はどう考えるか。
- ・我が国では、国民の国防意識が希薄であると思うが、いかがか。
- ・戦後、我が国では、自由や権利の行使に伴う責任、国民の義務及び個人に対する「公」の存在といったことが軽んじられる風潮があるように思うが、いかがか。

大 出 彰君(民主)

・憲法は、パリ不戦条約(1928年)以来の戦争の違法化の流れを受け継いだもので、9条は、こ

れを具体化した規定であると考えるが、参考人は、戦争というものをどう捉えているか。

・参考人が参加している「新しい歴史教科書をつくる会」が作成した歴史教科書には、天皇制を礼賛しているのではないかと思われるような記述が散見されるが、参考人は、旧憲法下の神権天皇制を今なお肯定する立場か。

上 田 勇君(公明)

- ・参考人は、グローバル化によって動くのはモノとカネであって、ヒトについては、グローバル化によっても自在に動くものではないとのことであった。しかし、欧米諸国では、グローバル化の進展に伴ってヒトの動きも活発であるように思うが、いかがか。
- ・EU では、加盟各国の経済統合から政治的統合 へと進んでいく過程で、国家主権の一部が EU へ譲渡される方向に進んでおり、そうした観点 から見れば、グローバル化によって国家の在り 方というのも変わっていくのではないか。
- ・参考人の言う「日本人ならざる日本国民の受容」 について、外国籍の者の日本国籍取得を容易に していくことは必要であると考えるが、いかが か。

藤 島 正 之君(自由)

- ・国家が他の組織と決定的に違うところは、国家が国民の安全を守るという大きな役割を担っている点であると考えるが、いかがか。また、日本人の国民意識が希薄になっていることについての参考人の意見を伺いたい。
- ・参考人は、これからの中国や北朝鮮の動きを念頭に置いた場合、我が国が軍事面を含めてどういう対応をしなければならなくなると思うか。

塩 川 鉄 也君(共産)

- ・現行憲法が、人権に関し先駆的で豊かな規定を 有しているにもかかわらず、現実には活かされ ていないという「乖離」について、参考人はど う考えるか。
- ・日本が 20 世紀に犯した過ち、すなわち植民地支配や侵略戦争を美化せずにこれを直視し、アジアの人民と共通の歴史認識を持てるように努力することが日本のなすべきことであると思うが、いかがか。

金 子 哲 夫君(社民)

- ・日本は、「再び核兵器を使ってはならない」というヒロシマ・ナガサキのメッセージを世界に向けて真剣に伝えようとしていないと思うが、いかがか。
- ・参考人は、いわゆる「神の国」発言を指弾するマスコミの論調を「言葉狩り」と評するが、そのような論評は、我が国の歴史の背景を無視し、問題の本質を覆い隠すものであると考えるが、いかがか。

小 池 百合子君(保守)

- ・我が国において「国家」というものが希薄になってしまった理由及び我が国が危機管理を戦略的に考えることができない理由は、何か。
- ・象徴天皇制の下での首相公選制の導入に関する 参考人の意見及び皇室典範を改正して女性が天 皇になれるようにすることについての参考人の 意見を伺いたい。

近 藤 基 彦君(21 クラブ)

- ・参考人は「国家が正当な暴力を独占しているのは、それをもって国民を守るのが国家の役目だからである」と主張するが、そうであるならば、 国家は確実に危機を止められる体制を整えておかなければならないと思うが、いかがか。
- ・参考人は、日米安保条約が我が国の安全保障に 果たした役割をどう評価するか。

◎姜尚中参考人の意見陳述の要旨 はじめに

- ・自分は、日本国籍を持たないが、"made in Japan"であることを誇りとしている。
- ・国民にプラスを配分する政治から国民にマイナスを強いる政治への転換が求められる中で、21世紀に向けた日本のビジョンを明らかにする必要がある。
- 1. 20世紀の北東アジアはどんな時代だったか
- ・20 世紀において、日本は、戦前は英国と、戦後は米国と緊密な関係を維持することで繁栄を享受してきたが、親しい「隣人」を持つことができないという負の遺産をも負うことになった。このような時代は、後世において、「北東アジアはパックス・ジャポニカの時代であった」と評されることになるだろう。
- ・親しい「隣人」を持つことができなかった結果、 戦後の日本は、米国との連関を強く求めるよう になったが、その関係が将来において盤石なも のであるかどうかは不透明である。
- ・今後、日本が豊かさを享受し続けるためには、 日米関係を基軸としつつ、近隣諸国とのパート ナーシップ(「共同の家/common house」)を 確立していく必要がある。
- 2. グローカリズム・リージョナリズム・ナショ ナリズム
- ・日本の社会は、戦前戦後を通じて、公としての 国家が官僚機構を通じてプラスを配分すること で国民をコントロールするというシステムによ り成り立っていたが、プラスの配分が不可能と なった今日、国家の役割・存在意義が問われて いる。
- ・国家がプラスを配分できなくなったことで、地方分権、ネットワーク化等国家に頼らない制度が構築されつつある。国家の集権的な力は低下するが、他方で、危機管理に係るネットワークを設定する等の役割が重要になってくる。
- ・グローバル化が進展し、国家の役割が相対化すると、必然的に国家とは何か、国民とは何かという問題に直面することになるが、その際、い

たずらにナショナリズムを焚き付けることなく、むしろ、ナショナリズムをできるだけ抑える形のシステム、すなわち、「共同の家」を築くべきである。

- 3. 北東アジアにおける「共同の家」に向けて
- ・経済分野においては、①円の国際化、②輸入大 国化、③ヒトの国境を越えた移動に関する共同 管理システムの構築、④国境を越えた通信、情 報及び運輸システムの整備等が求められる。
- ・外交及び安全保障の分野においては、①日朝交 渉をミサイル問題及び拉致疑惑問題の解決と(時並行的に進める、②2(北朝鮮・韓国)+2(国・中国)+2(日本・ロシア)の枠組としる く、③朝鮮半島を永世中立地帯とよいるとした 体的な行動を通じて、朝鮮半島を中心をしたと 係諸国とのパートナーシップを強化することに より、日米関係を築くべきである。
- ・社会及び文化の分野においては、①国際交流の 促進、②不毛なナショナリズムの消耗戦に陥ら ないための歴史教育の共有、③イベントの共同 開催等を積極的に行っていくべきである。

4. 日本の課題

・21世紀における日本の課題としては、①米中覇権競争に対する基本的スタンスを確定すること、②日米関係を基軸としつつ、多極的な安全保障体制を確立すること、③南北朝鮮の共存・統一に対し積極的な働きかけをすること、④円の国際化を推進するために国内改革を断行すること、⑤日本国籍の有無に左右されない多民族・多文化共生社会の実現を図ること等が挙げられる。

◎各委員からの質疑事項

中 谷 元君(自民)

- ・参考人が提唱する北東アジア「共同の家」を実現するには、その土台として、構成国の間に自由・民主主義等についての共通の認識が必要と思うが、いかがか。
- ・線路に転落した日本人を韓国人と日本人が救助 しようとして死亡した先般の事故に関する報道 が、「国民道徳」という観点を強調している点に ついて、参考人は批判的な立場のようだ。しか し、国民に求心力を呼び起こすことにより日本 を再生するためには、国が国民の道徳心、愛国 心の向上を図ることが必要と思うが、いかがか。
- ・永住外国人に地方参政権を与えるべきとの主張があるが、国民主権の原則から言えば、参政権は、国と運命を共にする決意のある者、すなわち日本国籍を有する者に限り与えられるべきではないか。

大 石 尚 子君(民主)

・参考人は、「歴史教育の共有」、すなわち、日本 とアジア諸国で歴史教科書を相互に翻訳して、 自国の歴史の授業の副教材として使用すること

- を提唱している。歴史認識は各国で異ならざる を得ないものであることからすれば、この意図 は、各国で歴史認識が違うということを知るこ とにあると理解してよいか。
- ・参考人は、日本の今後の課題として、「輸入大国」になるための構造改革が必要であるとの考 えだが、その具体的方策として何があるか。
- ・現在の日本のジャーナリズムの、国民に対する 影響力についてどう思うか。

太 田 昭 宏君(公明)

- ・21 世紀はハンチントンの言う「文明(文化)」 の衝突がより強くなると考えられるが、参考人 は日本文化の原像をどのように捉えているか。 また、郷土、日本文化等を汲み上げる哲学、精 神性が欠如していることをどう考えるか。
- ・多民族国家、地方分権、外国人の地位の保障等といった観点からすれば、永住外国人へ地方参政権を付与すべきであると考える。そして、この問題を議論するに当たっては、人権、社会の在り方や仕組みといった幅広い議論が必要と考えるが、いかがか。

塩 田 晋君(自由)

- ・北東アジア「共同の家」構想を主張する参考人は、軍事力の増強を図る中国の動きをどのように評価しているか。
- ・日本を無力化することを目的とした戦後のアメリカの対日占領政策は、成功したと考えるか。
- ・戦前の日本人は気概に満ちていたが、戦後の日本人は豊かさが原因で心が失われ、ナショナリズムが崩壊していると思われるが、いかがか。

山 口 富 男君(共産)

- ・北東アジアにおいて、9条はいかに評価され、 どのような役割を果たしていると考えられてい るか。
- ・参考人は、日米の二国による安全保障から、北東アジア全体での多極的な安全保障に移行すべきと主張するが、その際、日米安全保障条約はどうすべきと考えるか。
- ・北東アジア「共同の家」構想において、侵略戦争の反省といった歴史に関わる問題をどのよう に位置付けているか。

重 野 安 正君(社民)

- ・北東アジア「共同の家」構想の実現の前提として、先の戦争に対する真摯な反省が行われるべきではないか。
- ・憲法の理念が実現されていない今、憲法を暮ら しの中に活かしていくべきと考えるが、いかが か。

小 池 百合子君(保守)

- ・首相のリーダーシップを強化するための首相公 選制導入論を、どのように評価するか。
- ・日韓において伊藤博文と安重根の評価が異なる ような歴史認識の相違を理解することが、参考

人の主張する「歴史教育の共有」なのか。

近 藤 基 彦君(21 クラブ)

- ・北東アジア「共同の家」構想において、極東ロシアはどのように位置付けられるか。また、同構想の実現に当たり、近隣諸国から信頼を得るため、我が国は何をなすべきか。
- ・参考人が主張する対等な日米関係において、安 全保障はどうあるべきと考えるか。

憲法調査会の今後の予定

今後の調査日程は、以下のとおりです。

日本国憲法に関する件

(21 世紀の日本のあるべき姿)

日付	開会 時刻	参考人等				
H13. 4.16 (月)	午後 1:00	地方公聴会(宮城県仙台市)				
4.26 (木)	未定	憲法記念日を迎えるに当たって の自由討議				
	午前	地方財政審議会委員				
5.17 (木)	9:00	木 村 陽 子君				
	午後	九州大学大学院法学研究院教授				
	2:00	大 隈 義 和君				

諸般の事情により変更となる場合があります。

地方公聴会について

来る 4 月 16 日に、宮城県仙台市で開催を予定しております地方公聴会に対しまして、意見陳述者の公募及び傍聴の希望を受け付けておりましたが、3 月 22 日の締切までに、いずれも多数の応募を頂きました。厚く御礼申し上げます。

【日時及び場所】

日 時:平成13年4月16日(月) 午後1時~ 場 所:宮城県仙台市 ホテル仙台プラザ

【意見陳述者】

- ・意見陳述者につきましては、
 - ①各会派からの推薦による者
 - ②東北6県在住の一般の方で、意見陳述を希望 する旨の申込みをされた方の中から、幹事会 で選定された者

の合わせて 10 名程度を予定しております。 なお、意見陳述者は、来る 3 月 30 日に予定し ている幹事会において選定の上、こちらから連 絡をさせていただきます。

【傍 聴 者】

・傍聴者につきましては、申込みが多数ございましたので、抽選とさせていただきます。 抽選の結果は、申し込まれた方すべてに、郵送をもってお知らせいたします。 傍聴者に当選された方には、傍聴券を郵送いた しますので、当日は、必ず傍聴券をご持参下さ い

憲 法 調 査 会 ホ ー ム ペ ー ジ ――リニューアルのお知らせ――

衆議院ホームページに設けている憲法調査会のサイトについて、トップ・ページを読みやすくリニューアルいたしましたのでお知らせいたします。http://www.shugiin.go.jp/itdb_main.nsf/html/index kenpou.htm

今回のリニューアルに際して、第 90 回帝国議会における

日本国憲法制定時の関係会議録 (衆議院) を掲載いたしました。

日本国憲法が、「帝国憲法改正案」として審議された衆議院の①本会議、②委員会及び③小委員会の全ての会議録と、PDFファイル形式にした日本国憲法の①政府提出原案、②衆議院修正案、③貴族院修正案等を見ることができます。

また、制定経緯の概要の把握に資するため、日本国憲法制定経過年表を PDF ファイル形式で作成してありますので、こちらもご利用ください。

意見窓口「憲法のひろば」

憲法調査会は、昨年2月より、憲法について広く国民の声を聴くための意見窓口「憲法のひろば」 を設けております。

これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳

- •受 付 意 見 総 数:1045件(3/22 現在)
- •媒体别内訳

葉書	669	封 書	181
FAX	9 3	E-mail	102

・分野別内訳

前	文	27	天	皇	49
戦 争	放棄	718	権利•	義務	46
国	会	24	内	閣	23
司	法	6	財	政	9
地方	自 治	8	改正:	規定	6
最高	法 規	6	その	他	670

複数の分野にわたる意見もございますので、分 野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

【意見窓口『憲法のひろば』の宛先】

FAX 03-3581-5875 E-mail kenpou@shugiin.go.jp

郵 便 〒100-8960 千代田区永田町 1-7-1 衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係

いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、 電話番号を明記して下さい。

4

4月16日、宮城県仙台市において地方公聴会が開催されます。